

兵庫県立尼崎稲園高等学校同窓会会則

第1章 総則

(名称・設立年月日)

第1条 本会は、兵庫県立尼崎稲園高等学校同窓会と称する。

昭和56年4月1日を設立日とする。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、兵庫県立尼崎稲園高等学校内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は会員相互の親睦を深めると共に、母校の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦に関すること。
- (2) 母校の必要とする事項に協力すること。
- (3) 機関紙及び会員名簿の管理に関すること。
- (4) その他必要と認められること。

第3章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 兵庫県立尼崎稲園高等学校卒業生
- (2) 特別会員 兵庫県立尼崎稲園高等学校現職員および旧職員
- (3) 名誉会員 本会に功労があり評議員会が推薦した者

(除名)

第6条 本会会員で不都合の行為があったときは、評議員会の決議により会長がこれを除名することができる。

第4章 役員

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名 評議委員会で互選する。
- (2) 副会長 2名 評議員の中から会長が委嘱する。
- (3) 理事 各期1名 評議員より互選し1名を原則とする。
- (4) 評議員 卒業時のクラスから男女各1名。
- (5) 会計 2名 評議員の中から会長が委嘱する。
- (6) 書記 2名 評議員の中から会長が委嘱する。
- (7) 会計監査 2名 会員の中から会長が委嘱する。
- (8) 本部役員 会長・副会長・会計・書記をもって構成する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、本会の事務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは代理を務める。
- (3) 理事は、会長の命を受け、事務の執行及び事業の計画遂行にあたる。
- (4) 評議員は、会員を代表し、重要会務を審議する。
- (5) 会計は、収入、支出を記録し、会計簿を保管する。
- (6) 書記は、本会の活動状況を記録し、会合等の通知を発送する。
- (7) 会計監査は、会計の審査を行う。

(任期)

第9条 役員の任期は3年とする。

ただし、再任を妨げない。理事、評議員の任期はない。

第5章 総会及び会議

(総会)

第10条 総会は、次の事項を行う。

ただし、重要案件がない場合は、評議員会を開き、総会にかえることができる。

- (1) 会務及び事業報告
- (2) 会計報告およびその承認
- (3) 役員の承認
- (4) 事業計画および予算の審議
- (5) その他評議員会において必要と認めた事項

(臨時総会)

第11条 会長が必要と認めるときは臨時総会を開くことができる。

(評議員会)

第12条 評議員会は会長の委任を受け、諸種の議案を審議し決定する。ただし、緊急やむを得ない場合、または、会長が必要と認めた場合は、本部役員会で審議することができる。

第13条 評議員会は通常総会の前に会長の招集によってこれを開く。

また、会長が必要と認めるときは臨時に開くことができる。

(理事会)

第14条 理事会は会務を審議し執行する。

第15条 理事会は必要に応じて会長が招集する。

(議決)

第16条 全ての議決は、出席者の過半数の同意を必要とする。可否同数の場合は、会長がこれを決定する。

第6章 会計

(会計年度)

第17条 会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

(会費)

第18条 会費は在学中に積み立て入会時に納入する。

ただし、会費の額は理事会で決定する。

第7章 会則の変更

(会則変更)

第19条 会則の変更は評議員会の決議をへて、総会の承認を必要とする。

附 則

- 1 当分の間、評議員は理事を兼ねる。
- 2 この会則は昭和56年4月1日から施行する。
- 3 この会則を一部変更し、平成19年11月3日から施行する。
- 4 この会則を一部変更し、令和2年9月1日から施行する。